

●第1回八代市景観計画策定委員会の意見に対する対応方針について

No.	頁	行	委員からのご意見	対応(案)
1	16	—	【フットパスについて】 従来のフットパスの活動イメージとギャップがあり、市民にあまり馴染んでいない「フットパス」という名称をそのまま使用することには違和感がある。「フットパス」という名称を、どうしても使用しなければならないのか。	名称を“眺めの小路”に修正します。
2	17	—	県の事業で、八代の周遊ルートづくりを行っている。周遊ルートとしては、「彦一とんち話しの舞台」、「外来文化ゆかりの地(妙見神と日羅)」、「荒瀬ダム跡の集落」、「石橋めぐり」の4つのルートがある。	周遊ルートづくりの成果を、“眺めの小路”のルートや重要度検討の際の参考としていきます。
3	—	—	【重点的景観づくりについて(八代城跡・市役所周辺、宮地地区)】 新庁舎建設にあたり、市役所からアーケード街にかけての景観づくりが重要と考えている。	市役所から本町アーケードにかけての道路は、市内観光に回遊性をもたせる重要な道路として、景観整備を予定しています。
4	—	—	市役所と八代城跡の間の道路について、新庁舎が建設されるなかで、景観という観点から、歩行者専用にはどうか。	現在の交通量や通行の利便性、庁舎敷地の土地利用(出入口等)を考慮すると、歩行者専用にするのは困難です。
5	—	—	先陣を切って、景観に配慮し、意識しながら景観づくりをすると、それは伝播して行くことを実感している。	景観計画の中で、「景観重点地区候補」や「主な“眺めの小路”」といった形で、重点エリアや重要度を位置づけ、そこから景観まちづくりに取り組むことで、市全体に伝播していくものと考えています。
6	34	—	意識の伝播という意味では、今一番大事なのは新庁舎の方針と、その周辺の景観まちづくりだと考えている。	「八代城跡・市役所周辺」「本町アーケード街」「妙見宮周辺(宮地地区)」は、景観計画で、景観重点地区候補に位置づけておき、地区住民の機運の高まりに応じて、景観重点地区に指定し、きめ細やかな景観誘導を図っていきます。
	35	—	アーケード街やその裏道に多く見られる空き家の景観改善が大きな課題と考えている。	
	37	—	宮地地区については、豆田町のまちづくりに習い、電線・電柱を無くした旧来の形にしても良いのではないかと考えている。	

No.	頁	行	委員からのご意見	対応(案)
7	35	—	<p>アーケード街は、表の装飾（デコレーション）を外すと昔の町屋が現れる。これらの景観を八代市の観光資源として活用していくことも、有効と考える。</p> <p>アーケード街の全てを商業の集積地として再建することは、アーケードが長大であるため難しい。そこで、全てを商業の集積地として捉えるのではなく、空き店舗率の低い東側だけに特化するなど、絞り込んだエリアで話をしていただけると、より具体的な話ができてよい。</p>	<p>「本町アーケード街」は、景観計画の中で、景観重点地区候補に位置づけおき、地区特性に応じた再区分とエリアにおける地域住民の機運の高まりに応じ、景観重点地区に指定し、きめ細やかな景観誘導を図っていきます。</p> <p>具体の景観のあり方については、「八代市景観まちづくり会議」の意見を基に、景観計画の景観形成方針にイメージ図として記載します。</p>
8	13 14 15 35 36	4 9 3 図 図	<p>【空き家問題／防火指定について】 空き家問題について、事務局として、どのような対策を考えているのか。対策を景観計画に取り入れられないか。</p> <p>相続の関係で放置されている空き家が増えている。地域によっては、昔からのまちづくりの核となっていたお寺など、文化的に価値のある建物についても維持することが困難な状況となっている。</p> <p>空き家問題が、中心市街地の最大の課題となっている。景観計画が、遊休不動産に対する強制力を持つことは難しいと思うので、結局のところ、地主、家主の方が、自己保有の遊休不動産の活用を積極的に考えていくことが必要になってくる。</p>	<p>空き家については、景観上の課題の一つとして景観計画に明記します。空き家・空き地の利活用について、景観形成方針に明記します。空き家問題は、担当部署とも連携しながら具体の対応策を検討していきます。</p>
9	14	6	<p>空き家問題について、熊本地震の公費解体の補助により、どうしても解体の方向に進んでいく状況になっており、殆ど被害がなかった江戸時代の町屋も、簡単に解体されてしまう事態になっている。これらを残していくためにも、景観計画の役割は重要である。</p> <p>防火指定について、日奈久地区は防火地区に、中心市街地は準防火地区に指定されており、建物を改修する際に、思ったように雰囲気のある建物が造れない状況である。景観条例による建築基準法の緩和等の対策を期待したい。</p>	<p>歴史的に価値のある町屋の解体については、景観上の課題の一つとして景観計画に明記します。</p> <p>景観条例において、景観重要建造物の制度を設け、対策を検討していきます。</p> <p>日奈久地区や中心市街地は、景観重点地区候補であることから、地域住民の意向を踏まえながら、景観形成方針に見合った雰囲気のある建物が建築できるような対策を検討していきます。</p>
10	12 15 31 32	— — 図 図	<p>【八代の顔づくりについて】 市の顔であるJR八代駅周辺や鉄道・道路沿線の景観づくりが非常に重要だと考えている。</p> <p>新八代駅周辺についても、現在は、あまり、まちなみが形成されていないが、やはり遠来のお客様を迎える市の顔の一つとして、八代らしさが感じられるような工夫が必要だと思う。</p>	<p>幹線道路沿線や鉄道沿線、駅周辺については、景観計画において、重要な景観軸として位置づけます。</p> <p>具体の景観のあり方については、景観計画の景観形成方針にイメージ図として記載するとともに、県の特設施設届出対象路線を踏襲した路線指定の拡大を検討し、重点的な景観誘導を図っていきます。</p>

No.	頁	行	委員からのご意見	対応（案）
11	27 28 31	図 図 図	<p>【緑化について】 まちなかに緑が少ないことは課題と考えている。草花などによる潤い空間が非常に少ない。この点については、市民との協働で緑化を進めていく必要があると思う。</p>	<p>本市における重要な景観要素と捉え、緑化推進について景観計画の景観形成方針や景観形成基準に具体的に盛り込みます。 熊本県の緑化助成制度の活用を市民へ広く周知し、市民と協働で緑化を推進していきます。</p>
12	—	—	<p>【誰のための景観づくりか？／視点場について】 誰のための景観づくりか、明確にしておくことが重要である。</p>	<p>市民のための景観づくりを推進していきます。 地域毎の具体の景観まちづくりの段階においては、“眺めの小路”を中心に、来訪者も含めた「誰のために」、「どのように」みせるかを意識しつつ、景観づくりを推進していきます。</p>
13	22	17	<p>具体の視点場を想定しつつ、誰に、どういう八代を、どのように見せていくかが重要である。視点場も併せて検討することで、もっと八代をPRできるのではないかなと思う。</p>	<p>八代市を代表する視点場を“眺めの小路”の中の1つの点や線として、景観計画の中で、具体的に地図に落とし込みます。</p>
14	22	17	<p>展望箇所について、昔、古麓稻荷神社は、桜を見ながら、萩原堤防から日本製紙まで、ずっと見渡せる八代第一の景勝地だった。こういった視点場の整備も必要になるのではないかなと思う。</p>	<p>視点場の整備の重要性について、景観計画の中の基本方針「新しい”八代ブランド”となる景観づくり」に記載します。 八代市を代表する視点場を景観計画に具体的に示すことで、今後の具体的な視点場の整備につなげていきます。</p>
15	23	19	<p>【景観まちづくりの担い手について】 万葉の里公園の管理（現在、草刈り・清掃等）を老人会で行っているが、さらに、花植えの話が出ている。ただ、それを誰が、どのようにやるのかが大きな課題となっている。 以前も、別の地域で花植えをしたが、長続きしなかった。田園風景をきちんと守っていこうという気持ちはあるが、現実には、なかなか厳しい状況である。</p>	<p>景観まちづくり会議を一つの契機に、市全体の景観関連団体等の連携を深め、地域の景観まちづくりに市民全体をまきこんでいくような良い循環を促進していきます。 市内の優良な景観づくりや景観まちづくりの活動に対して、表彰制度や助成金等の支援制度を、景観条例策定の際に検討していきます。</p>
16	9 9 11	3 18 5	<p>【重要な景観資源・景観特性について】 石橋とその周辺の四季折々の風景は、見事なものである。 また、市民会議でもあまり意見が出ていないが、薩摩街道は八代の重要な景観資源だと考えている。</p>	<p>景観計画における景観特性の中で、石橋は歴史的景観に、薩摩街道はまちなみ景観に記載していますが、薩摩街道については、歴史的景観にも加筆します。 石橋については、周辺の四季折々の風景とセットになった景観の価値について、景観特性の項に加筆します。 薩摩街道については、特に八代城跡周辺を市の景観形成上重要な地区として、景観重点地区候補に位置づけています。</p>

No.	頁	行	委員からのご意見	対応(案)
17	10	7	景観構造について、干拓地と昔からある平野部分(高田地区等)とは、特徴が異なるので、その違いが分かるように記載した方がよい。	干拓地と昔からある平野部分の違いについて、景観特性の項に加筆しています。
18	10 10	11 13	「景観の3つの要素」のうち、生活・まち的要素について、景観特性では、単なる「まちなみ」の話になっているが、生活に着目すると、井手や洗い場がある景観が特徴的だと思う。また、球磨川でいうと、「瀬」や「岩」のような昔の名前が付いており、場所によって異なる特徴を持っている。このようなことも、景観特性に加えた方がよい。	井手や洗い場のある景観、瀬や岩等の昔ながらの由来のある場所について、景観特性の項に加筆します。
19	9	9 12 15	景観特性の事例が挙げられているが、地区ごとに少し偏りがあるように感じる。例えば、高田地区、龍峰地区、坂本地区の事例がもっと挙げられてもいいのかなと思う。	高田地区、龍峰地区、坂本地区の景観特性について、加筆します。
20	6	12	自然景観について、平地から山が急激にせり上がっている風景が、八代景観の特徴の一つだと思うので、景観特性に加えた方がよい。	平地から山が急激にせり上がっている風景について、景観特性の項に加筆します。
21	7	18	「八代海と干潟の景観」については、干拓した後の、島が陸続きになっている風景が特徴的なので、景観特性に加えた方がよい。	干拓した後の、島が陸続きになっている風景について、景観特性の項に加筆します。
22	10	5	「文化の継承」について、神事・祭事のほかに、暮らしに密着しているような「お堂を中心とした小さなお祭り」や「集落の日頃の年中行事」も重要だと思う。何らかの形で計画に反映できるとよい。	暮らしに密着した地域の祭りや年中行事について、景観特性の項に加筆します。
23	8 23	13 5	【公共施設の景観整備について】 加藤清正公が造成したとされている八の字堰を参考に、歴史的遺構の復元と、瀬・淵の再生に取り組んでいる。工事は7割程終わっており、平成31年3月には完成予定である。	歴史的遺構の継承について、景観特性や景観形成の基本方針、景観重要公共施設の項に加筆します。
24	—	—	【景観条例の規制レベルについて】 景観計画・条例は、市の現状と既存の計画・条例を踏まえて策定することになると思うが、あまり厳しい条例ではなく、誰のための景観づくりかをしっかり見据えたうえで、効果的な条例や計画を策定する必要がある。	全市景観の素地づくりのための条例・計画であるという本来の位置づけを念頭に、大規模行為の規制(現状の県基準)を基本とした、色彩等の主な景観課題解決のための効果的な条例・計画とします。 景観重点地区の指定については、地区住民の負担を伴うものであることから、地区住民の意向に沿って進めていきます。